

★3ヶ月とも支払基礎日数が17日以上あるときは？★

(ケース)

・給与日：15日、支給日：当月25日

( )は支払基礎日数	基本給	役職手当	家族手当	通勤手当	合計
4月 (31)	300,000	25,000	10,000	8,000	343,000
5月 (30)	300,000	25,000	10,000	8,000	343,000
6月 (31)	300,000	25,000	10,000	8,000	343,000
総額					1,029,000
平均額					343,000

(算定基礎届の記入)

記入例 ※記入箇所は青色の部分です。

㉞ 被保険者番号		㉞ 被保険者の氏名		㉞ 生年月日		㉞ 性別		㉞ 従前の標準報酬月額		㉞ 従前の改定月・原因	
報酬月額								㉞ 3ヶ月の総計		㉞ 適用年月	
㉞ 算定対象月の期間 支払基礎日数		㉞ 通貨による ものの額		㉞ 現物による ものの額		㉞ 合計		㉞ 平均額		㉞ 修正平均額	
㉞ 決定後の標準報酬月額								㉞ 前年7月		㉞ 昇給(給増)の月数 昇(降)給月	
厚 健 123		東京 太郎		5.20.11.23		男		㉞ 従前 280 千円		㉞ 年 9 月	
4月 31日		343,000 円		0 円		343,000 円		㉞ 総計 1,029,000 円		㉞ 年 7 月 円	
5月 30日		343,000 円		0 円		343,000 円		㉞ 平均 343,000 円		㉞ 年 4 月 25,000 円 固定資金変動 (有 無)	
6月 31日		343,000 円		0 円		343,000 円		㉞ 決定 340 千円		㉞ 備考 4月昇給。7月月変該当。	

(説明)

- ・ 月給制で給与の日が月末以外の場合、「㉞支払基礎日数」は支払月の前月の暦日数を記入します。
- ・ 3ヶ月とも「㉞支払基礎日数」が17日以上あるので、3ヶ月の「㉞平均」により、「㉞決定後の標準報酬月額」を決定します。
- ・ 「㉞決定後の標準報酬月額」=340千円(24等級)
- ・ この事例では、4月の昇給(基本給増)により、固定的賃金を含む報酬変動があり、「㉞従前の標準報酬月額」と比べて2等級以上の差が生じました。7月分から保険料を改定(随時改定)することになります(9月分からはありません)ので、月額変更届を6月の給与支払後、すみやかに提出してください。